

さいたま市告示第 1706 号

さいたま市環境影響評価条例（平成 15 年さいたま市条例第 32 号）第 9 条の規定により、さいたま市大宮区において計画されている「さいたま市新庁舎整備事業」に係る環境影響評価調査計画書及び関係書類の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告するものである。

令和 7 年 1 月 12 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業概要

(1) 事業者の名称、所在地

名 称 さいたま市 さいたま市長 清水 勇 人
所 在 地 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 さいたま市新庁舎整備事業
種 類 高層建築物の建設及び大規模建築物の建設
規 模 最高高さ 約 90 m
延床面積 約 63,500 m²

(3) 対象事業実施区域 さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 603 番 1 外

(4) 関係地域の範囲 さいたま市大宮区、見沼区、中央区及び浦和区のうち、対象事業実施区域の周囲 1.5 キロメートル以内の地域

2 縦覧場所

(1) 市役所 7 階 環境局環境共生部環境対策課

(2) 各区役所情報公開コーナー

(3) 各市立図書館、大宮南公民館、大宮中部公民館、上落合公民館、下落合公民館、上木崎公民館、針ヶ谷公民館

(4) 市役所 5 階 都市戦略本部都市経営戦略部

3 縦覧期間及び縦覧時間

期間：令和 7 年 1 月 12 日（水）から令和 7 年 1 月 21 日（金）まで

時間：縦覧場所(1)、(2)、(4)は開庁日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。(3)は各施設の開館時間による。

4 意見書

環境影響評価調査計画書の内容について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書の提出により意見を述べることができます。

意見書提出期限 令和 7 年 1 月 21 日（金）必着（郵送の場合は当日消印有効）

【提出先・提出方法】 郵送、FAX 又は電子メールのいずれかの方法による

郵送の場合

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

宛名：さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部新庁舎等整備担当

FAX の場合 FAX 番号：048-829-1997

電子メールの場合 電子メールアドレス : city-hall-project@city.saitama.lg.jp